

令和2年北海道告示第707号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されたため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北広島市北の里の10,524.14㎡の土地を起業地とする「ジェイ・アール北海道バス株式会社北広島営業所開設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、ジェイ・アール北海道バス株式会社が、営業所の老朽化、乗務員の不足の課題を解決するため、北広島市に新たな営業所を建設し、札幌営業所・長沼営業所の廃止を含めた、営業所拠点の再編成を行うことで、乗務員の効率的な運用と地域の交通網の維持を図るものである。

これらは、法第3条第9号に規定する「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うもの）の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

ジェイ・アール北海道バス株式会社は、昭和62年4月の国鉄分割民営化による、北海道旅客鉄道株式会社への移管を経て、平成11年11月に分社化により設立され、平成12年3月に一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の認可を受け、現在、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、南幌町、長沼町、浦河町、様似町、えりも町、広尾町で、70路線247系統のバス運行を行っている。

本件事業の実施については、令和2年9月18日開催の第179回取締役会議において承認を得ている。

また、本件事業に必要な財源を自己資金及び借入により確保していることから、起業者であるジェイ・アール北海道バス株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、新たに北広島営業所を建設し、老朽化した札幌営業所及び長沼営業所の廃止を含めた営業所拠点を再編成し、回送距離の短縮や現場管理者等の職員を乗務員に充当することにより、効率的な乗務員及び車輛の運用が可能となり、地域の交通網の永続的な維持確保を図ることができる。

また、北広島営業所構内には自転車駐輪場を設置することにより、自転車で来てバスに乗る（サイクルアンドライド）ことや、災害時には、営業所やバスを解放し緊急的な避難所として、災害による被害の拡大を防ぐ役割を担うことが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財は存在しないこと及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による保護のため特別な措置を講ずべき動植物は生息していないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、起業者が運行している路線の始終発点及び既存の営業所の位置関係を考慮し、現在の輸送体系を維持確保できる場所として、北広島市北の里地区周辺を条件として、これを満たす4カ所を候補地に選び比較検討の結果、起業地を決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行による得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益を優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、新たに北広島営業所を建設し、老朽化した札幌営業所及び長沼営業所の廃止を含めた、営業所拠点の再編成をすることにより、回送距離の短縮や、現場管理者等の職員を乗務員に充当することにより、効率的な乗務員及び車輛の運用が可能となり、地域の交通網の永続的な維持確保を図る必要がある。

また、札幌営業所は、北海道新幹線延伸工事に伴い、令和3年度末までの支障移転が決定されていることから、本件事業は先送りを許されない状況にある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。